

船舶による災害時の輸送等に関する協定書

関西広域連合（以下「甲」という。）と 近畿旅客船協会、神戸旅客船協会（以下「乙」という。）とは、関西広域連合の区域において大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における船舶による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、水上における緊急輸送等を確保するために、甲の構成団体が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲の構成団体は、災害時において、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙又は乙の協会員に対し協力を要請するものとし、乙は可能な限り乙の協会員がこの要請に応ずるよう必要な連絡・調整を行うものとする。

2 前項の規定による要請は、文書による業務の内容及び期間等を指定して行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 甲は、複数構成団体の同時被災等による協力要請の集中が予想される場合は、構成団体間の協力要請の調整を行うものとする。

4 甲の構成団体は、第1項の規定により、乙の協会員に直接要請をしたときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

（業務内容）

第3条 本協定により、甲の構成団体が乙又は乙の協会員に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）被災者（滞留者を含む）の輸送業務
- （2）災害救助に必要な物資等の輸送業務
- （3）災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- （4）その他船舶による支援業務

（業務報告）

第4条 乙の協会員は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、文書によりその業務内容を、要請を行った甲の構成団体（以下「要請団体」という。）に報告するとともに、乙に対しその旨を報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 第2条第1項の規定により、乙の協会員が実施した業務に要した経費（人件費、輸送費、燃料費等の実費負担額）は、要請団体が負担する。

2 前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うために要する通常の実費とし、要請団体と乙又は乙の協会員が協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙の協会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について要請団体に請求するものとする。

2 要請団体は、前項の請求があったときは、内容を確認し、自団体の規定に基づきその費用を乙の協会員に支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第 7 条 要請団体は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の協会員の従業員が、負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、次に掲げる場合を除き、要請団体の定める災害時の応急措置業務に従事した者に対する損害補償に関する条例等に準じて、その損害を補償する。

- (1) 業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙の協会員又は業務に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者からの損害賠償を受けることができる場合

(支援体制の整備)

第 8 条 乙は、災害時における広域的な連携を確保するため、広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(協力会員名簿)

第 9 条 乙は、所属する協会員のうち、この協定に基づく業務に協力できるものの名簿を、毎年 1 回甲に提出するものとする。

2 甲は甲の構成団体に当該名簿の写しを提出するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに、甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は期間満了の翌日から更に、1 年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上 1 部を保有する。

平成 2 5 年 3 月 2 7 日

甲 関西広域連合
広域連合長 井戸 敏三

乙 近畿旅客船協会
会 長 興村 明仁

神戸旅客船協会
会 長 加藤 琢二